

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。